

既設メーターの（ 減径 ・ 復径 ） 願い

山陽小野田市水道事業管理者 あて

申請者
住所
氏名

記

理由

既設口径		減・復口径	
------	--	-------	--

条件

- 1 使用水量が量水器の許容範囲を越える場合は、その水量範囲の量水器に復径するものとし、加入金の差額を局に納付するものとする。
- 2 口径の変更により水圧水量不足が生じた場合、申請者の自己責任とする。
- 3 量水器の変更工事は、局の定めた要綱等により施工すること。
- 4 この工事にかかる費用はすべて申請者負担とする。